

自然学校実施要項

1. 趣旨

学習の場を教室から豊かな自然の中へ移し、児童が人や自然、地域社会とふれあい、理解を深めるなど、様々な体験活動を通して、自分で考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力や生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心を育むなど、「生きる力」を育成することを目的とする。

2. 実施対象学年

小学校 5 年生

3. 期間

4 泊 5 日

4. 自然学校における指導補助員の役割

(1) 日常では味わえない感動体験など、自然学校をとおして指導することにより効果の上がる活動を行う。

(2) 指導補助員は自然学校の効果的な実施を図るため、学校教職員の監督のもと下記のような内容において教員を助け、児童の引率補助や指導補助を行う。

- 例
- | | | |
|--------------------------------|--------------|--------------|
| ・ 自然観察 | ・ 登山、ハイキング | ・ オリエンテーリング |
| ・ ナイトハイク | ・ 星空観察 | ・ 竹細工 |
| ・ 陶器づくり | ・ 川遊び・野外炊飯 | ・ テント泊 |
| ・ キャンプファイヤー | ・ 魚釣り | ・ カヌー、カッター体験 |
| ・ 伝統工芸、芸能学習 | ・ 勤労体験(農林業等) | ・ 福祉施設交流 |
| ・ 国際交流体験 | ・ 奉仕活動 | |
| ・ 課題研究(環境・気候・生物・産業・歴史・文化財・民話等) | | |
| ・ 地域との交流(地域の暮らし・伝承遊び) | | |
- などにおける「指導補助」あるいは「引率補助」

5. 指導補助上の留意事項

(1) 各プログラムにおいては、児童の主体的な活動が展開されるようにすること。

(2) 深まりや発展性のある活動、試行錯誤を大切に活動した活動を重視し、過密な活動にならぬようにすること。

(3) 友達との共同生活や地域のふれあいを通して子どもたちの人間関係を豊かにさせると共に、自己を見つめ、生き方を考えるきっかけとなるよう配慮すること。

(4) 児童の自然に対する認識を広げ、深めさせると共に、命あるものを身近に感じ、生命を尊重する心を醸成するように配慮すること。

自然学校指導補助員の心得

児童が思い出深き、充実した自然学校を体験するにあたって、指導補助員は重要な役割を担っている。学校教職員との連絡を密にしながら、指導補助員としての役割を十分に発揮すること。また、児童にとっては、教師同様指導的存在として認識されることから、正しい倫理観を持った自覚ある行動をすること。

1. 児童の成長に大きな影響を与える学校教育に直接携わる職員（指導補助員）として自覚ある言動を行うこと。

児童の人権に配慮した言葉遣いをする事。

身だしなみ（服装・頭髪）に配慮すること。

体罰は厳禁である。

- ・ 身体に対する侵害...殴る・蹴る

上記の直接的な身体苦痛を与えることが体罰であることは言うまでもないが

- ・ 端座、直立等、特定の姿勢を長時間に渡って保持させること。
- ・ 用便に行かせない。
- ・ 食事時間が来ても与えない等も体罰となる。

セクシャルハラスメントは厳禁である。

自分勝手な判断をせず、必ず、学校教員に相談の上、指導補助に当たること。

どの児童にも分け隔てなく、平等に対応をすること。

2. 指導補助員同士の和を保ち、協力体制を確立し、各自の分担責任を明確化すること。また、その体制・内容について、学校教職員との共通理解を図ること。

3. 学校の事前の打合せには、必ず出席すること。

事前の打ち合わせは、子どもの様子や学校のねらいなど、指導補助員の活動の基本となる共通理解の場である。また、5日間行動を共にする同じ指導補助員同士の役割分担などを明確にする場でもある。

4. 事故や怪我がないように細心の注意を払うこと。

児童の事故はあってはならない事と共に指導補助員自身が事故に遭わないよう十分に留意すること。万一児童の事故等に際した場合は、速やかに教職員に報告し指示を仰ぐこと。

夜間の見回りは、学校教職員の仕事であり、指導補助員は打ち合わせの後はゆっくりと休むこと。睡眠不足は、疲労の蓄積にもなり、結果として事故の誘因因子にもなりかねない。自然学校期間中は、体調管理に万全を尽くし、子どもたちのエネルギーをしっかりと受け止められるよう万全を図ること。

5. 原則として、自然学校の参加が決定した場合、全日程責任を持って参加すること。どうしてもやむを得ない場合には、すぐに学校に報告すること。